

平成 20 年 12 月 17 日

各 位

会社名 株式会社ソディック
代表者名 代表取締役社長 加藤 和夫
(コード番号 6143 東証第二部)
問合せ先 総合企画本部長 古川 健一
(TEL: 045 942 3111)

株式会社ソディックハイテック株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ソディック(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 20 年 11 月 14 日開催の取締役会において、株式会社ソディックハイテック(コード番号: 6160 大証ヘラクレス、以下「対象者」といいます。)の普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の開始を決議し、同年 11 月 18 日より実施しておりましたが、本公開買付けが同年 12 月 16 日をもちて終了いたしましたので、下記のとおり本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地並びに対象者の名称

公開買付者 株式会社ソディック 神奈川県横浜市都筑区仲町台三丁目 12 番 1 号
対象者 株式会社ソディックハイテック

(2) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(3) 買付予定の株券等の数

株券種類	株式に換算した買付予定数	株式に換算した買付予定数の下限	株式に換算した買付予定数の上限
株券	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)
合計	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)

(注 1) 「株式に換算した買付予定数」は、対象者が平成 20 年 11 月 14 日に提出した第 7 期第 2 四半期報告書に記載された平成 20 年 9 月 30 日現在の発行済普通株式総数 132,325 株から、平成 20 年 11 月 18 日現在公開買付者が保有する対象者株式数 (55,000 株) を控除した株式数です。

(注 2) 応募株券の総数が「株式に換算した買付予定数の下限」(33,261 株。以下「買付予定数の下限」といいます。)に満たない場合は、応募株券の全部の買付けを行ないません。

(注 3) 応募株券の総数が買付予定数の下限以上の場合には、応募株券の全部の買付け等を行ないません。

(4) 買付け等の期間

平成 20 年 11 月 18 日 (火曜日) から平成 20 年 12 月 16 日 (火曜日) まで (20 営業日)

(5) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき 40,200 円

2. 買付け等の結果

(1) 応募の状況

株券種類	株式に換算した 買付予定数	株式に換算した 買付予定の下限	株式に換算した 買付予定の上限	株式に換算した 応募数	株式に換算した 買付数
株券	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)	71,728 (株)	71,728 (株)
合計	77,325 (株)	33,261 (株)	- (株)	71,728 (株)	71,728 (株)

(2) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定数の下限(33,261株)に満たない場合は応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しましたが、応募株券等の総数(71,728株)が株式に換算した買付予定数の下限以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(3) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	55,000個	(買付け等前における株券等所有割合 41.56%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	33,768個	(買付け等前における株券等所有割合 25.52%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	126,728個	(買付け等後における株券等所有割合 95.77%)
買付け等後における特別関係者の保有株券等に係る議決権の数	- 個	(買付け等後における株券等所有割合 - %)
対象者の総株主等の議決権の数 (平成20年9月30日現在)	132,325個	

(注1) 「買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」の「買付け等前における株券等所有割合」は、「対象者の総株主等の議決権の数」に対する割合となります。

(注2) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(注3) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が公開買付開始日(平成20年11月18日)時点において所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しています。

(注4) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成20年11月14日に提出した第7期第2四半期報告書に記載された平成20年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(4) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(5) 買付け等に要する資金 2,883,465,600 円

(6) 決済の方法

買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

決済の開始日 平成 20 年 12 月 24 日 (水曜日)

決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等の住所又は所在地（外国人株主等の場合にはその常任代理人の住所又は所在地）宛に郵送します。

買付けは現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社は、平成20年11月14日付の「株式会社ソディックハイテック株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」において既にお知らせしておりますとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを企図して本公開買付けを行ってまいりましたが、上記のとおり、本公開買付けにより対象者の全株式（当社の所有分を除く）を取得できなかったことから、今後、以下の一連の手続き（以下「本完全子会社化手続き」といいます。）により対象者を当社の完全子会社とすることを予定しております。

当社は、本完全子会社化手続きとして、対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び、当該対象者株式の全部取得と引換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上 ないし を付議議案に含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。また、本完全子会社化手続きを実行するに際しては、上記臨時株主総会において上記のご承認をいただきますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記 については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式を所有する株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となります。そのため、当社は、対象者に対し、上記臨時株主総会と同日に種類株主総会を開催することを要請する予定です。

上記臨時株主総会及び上記種類株主総会に上記各議案が上程された場合には、当社は上記臨時株主総会及び上記種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記の各手続が実行された場合、対象者の発行する全ての普通株式は、全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者株主には当該取得の対価として別個の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、対象者株主で交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続きに従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数の売却価格（及びこの結果株主に交付されることになる金銭の額）については、本公開買付けの買付価格を基準として算定される予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。当社は対象者に対し、当社が保有する対象者株式数が対象者の発行済株式の100%となるよう、当社以外を対象者株主に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定することを要請する予定です。

上記の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(a) 上記の対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(b) 上記の全部取得条項が付された対象

者株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、対象者株主は当該対象者株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。なお、これらの(a)又は(b)の方法による1株あたりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになるため、本公開買付けの買付価格とは異なることがあります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続き等に関しては株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。

当社は、上記方法については、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主の対象者株式の所有状況又は関連法令についての当局の解釈等の状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法の実施を対象者に要請し、また当該実施の要請に時間を要する可能性があります。但し、その場合でも、当社は、当社以外を対象者株主に対して最終的に金銭を交付する方法により、対象者を完全子会社化することを予定しております。この場合における、当社以外を対象者株主に交付する金銭の額についても、特段の事情がない限り、本公開買付けにおける買付価格を基準として算定される予定です。しかしながら、その算定の時点が異なることから、時間の経過による価値の変動、株式市場の影響その他の事情により、当該金銭の額は、本公開買付けにおける買付価格と異なることがあります。以上の場合における具体的な手続きについては、対象者と協議の上、決定次第、金融商品取引所等を通じ速やかに公表いたします。

上記各手続きにおける税務上の取扱いについては、株主各位において税務アドバイザーにご確認いただきますようお願いいたします。

対象者株式は、現在、株式会社大阪証券取引所ヘラクレス市場(以下「ヘラクレス市場」といいます。)に上場しておりますが、今後、対象者は、上記 ないし 、またはそれと同等の効果を有する方法により、当社の完全子会社となることが予定されておりますので、ヘラクレス市場の上場廃止基準に従い所定の手続きを経て上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、対象者株式をヘラクレス市場において取引することができなくなります。

以 上